

### ◆期日前投票

投票日に次のような理由により投票所で投票できない方は、期日前投票をすることができます。

- ・投票日に仕事や地区の行事に従事する方
- ・レジャーや冠婚葬祭などで、投票区の区域外にいる方
- ・病気やけが、出産などのため、投票所へ行けない方

#### ▼期日前投票の期間及び時間

1月18日（金）から2月2日（土）までの午前8時30分から午後8時まで

#### ▼期日前投票の場所

扶桑町役場 2階 第1会議室



### ◆不在者投票

次のような場合は、不在者投票ができます。

- ・指定病院や指定老人ホームなどに入院、入所している方  
 病院長又は施設長に不在者投票をしたい旨を事前にお申し出ください。入院、入所している病院や老人ホームなどで投票ができます。
- ・町外に滞在中の方  
 事前に扶桑町選挙管理委員会へお申し出ください。滞在先の市町村の選挙管理委員会で投票ができます。

### ◆代理投票・点字投票

体が不自由な方や文字の書けない方は、その旨を投票所の係員に申し出ただけであれば、厳正な立会のもとに投票したい候補者の名前を係員が代筆します。

また、視覚障害のある方は、点字で投票することができます。

### ◆最近、住所を異動された方は、投票できる場所が変わることがありますので、次の表によりご確認ください。

	届出の日	投票場所・投票の可否		
		新住所地で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない
他の都道府県から転入された方	平成30年10月16日以前	○		
	平成30年10月17日以後			○
愛知県内の他の市町村から転入された方	平成30年10月16日以前	○		
	平成30年10月17日以後		○(※)	

※投票する際には、市町村が発行する引き続き県内に住所を有する旨の証明書の提示又は引き続き県内に住所を有することの確認申請をする必要があります。なお、期日前投票や不在者投票を行う際も同じです。

#### 【注意】

- ・平成30年10月17日以後、愛知県内の市町村間で住所を異動された方は、旧住所地で投票を行うことになります。ただし、旧住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
- ・旧住所地で投票をする際は、引き続き県内に住所を有する旨の証明書の提示又は引き続き県内に住所を有することの確認申請をする必要があります。証明書の提示を希望する方は、投票日までに最寄りの市区役所、町村役場の住民課、市民課等に申し出て証明書の交付を受けておいてください。
- ・扶桑町の選挙人名簿に登録されている方が、平成30年10月17日以降に扶桑町から愛知県内の他の市町村へ転出される場合は、扶桑町で投票を行うことになります。愛知県外へ転出された方は投票できません。

### ◆選挙公報について

選挙公報は、新聞折込み又は郵便受けへの投函によって告示日以後に配布します。

### ◆選挙に関する問い合わせ

扶桑町選挙管理委員会（扶桑町役場総務課内） 内線 215

# 愛知県知事選挙が行われます

## 投票日 2月3日（日）

## 投票時間 午前7時～午後8時

選挙管理委員会（総務課内） 内線 215

### ◆投票できる方

平成13年2月4日以前に生まれた方で、平成30年10月16日以前から引き続き扶桑町の住民基本台帳に登録されている方。

### ◆入場券を忘れずに

投票所には、選挙管理委員会から送付する投票所入場券をお持ちください。投票所入場券の届いていない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている方は、投票することができます。

### ◆投票所はおまちがえなく

投票所（投票場所）	投票区の区域
高雄第1（高雄小学校体育館）	北新田、羽根、羽根西、村田機械
高雄第2（高雄保育園）	東川西、東川南、東川北、扶桑住宅、高雄団地
高雄第3（扶桑町役場）	北定松、福塚、高木東、高木西
高雄第4（扶桑東小学校体育館）	南新田、高雄住宅、南定松、平塚、ビレッジハウス扶桑
高雄第5（高雄西学習等供用施設）	宮島、伊勢埴、扶桑台
山名第1（山名学習等供用施設）	山那、扶桑苑、森、中村住宅
山名第2（山名西学習等供用施設）	小淵、大門、前野、野田、西村、寺前、大垣扶桑紡績
斎藤（斎藤学習等供用施設）	斎藤東、斎藤西、斎藤中、斎藤北、斎藤南、緑ヶ丘
柏森第1（柏森南保育園）	柏森西、柏森南、中島
柏森第2（柏森小学校体育館）	柏森東1区、柏森東2区、柏森北、花立、柏森レインボー

### ◆郵便による投票

身体に重度の障害のある方は、自宅などで不在者投票をして、郵送することができます。

郵便による不在者投票をしようとする場合は、あらかじめ選挙管理委員会から郵便投票証明書の交付を受けておく必要があります。（既に郵便投票証明書の交付を受けている方は、改めて交付を受ける必要はありませんが、有効期限が経過している場合は、再交付を受ける必要があります。）

#### ▼郵便による不在者投票の対象者

身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳の交付を受けている方又は介護保険法による要介護者で、障害の程度又は要介護状態区分がそれぞれ次の事項に該当する方

身体障害者	◎ 両下肢、体幹、移動機能障害 1級又は2級 ◎ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 1級又は3級 ◎ 免疫、肝臓の障害 1級から3級まで
戦傷病者	◎ 両下肢、体幹の障害 特別項症から第2項症まで ◎ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害 特別項症から第3項症まで
要介護者	◎ 介護保険被保険者証に要介護5と記載されている方